

北海道告示第 10564 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があった。

その届出に係る指定漁船調書は、漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、令和 5 年 4 月 7 日から 15 日間、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 7 日

北海道知事 鈴木 直道

発起人の住所及び氏名		加入区名	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
函館市大潤町 230 番地 1	相馬 朋広	えさん加入区	えさん漁業協同組合
函館市大潤町 33 番地 1	富原 芳人	同	同
虻田郡洞爺湖町本町 88 番地 2	福島 浩二	いぶり噴火湾加入区	いぶり噴火湾漁業協同組合
虻田郡洞爺湖町本町 3 番地 31	瀬野尾 恒之	同	同
留萌市三泊町 22 番地の 4	佐々木 圭太	留萌・小平加入区	新星マリン漁業協同組合
留萌郡小平町字鬼鹿広富 111 番地の 4	泉原 慎吾	同	同